

平成28年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成29年8月

法 務 省

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 1 | 法務省の政策体系 | 1 |
| 2 | 平成28年度事後評価実施結果報告書要旨 | |
| (1) | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 5 |
| (2) | 法曹養成制度の充実 | 6 |
| (3) | 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 | 10 |
| (4) | 法教育の推進 | 14 |
| (5) | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (性犯罪に関する総合的研究) | 19 |
| (6) | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 20 |
| (7) | 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施 | 28 |
| (8) | 保護観察対象者等の改善更生等 | 34 |
| (9) | 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 | 43 |
| (10) | 登記事務の適正円滑な処理 | 53 |
| (11) | 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 | 58 |
| (12) | 債権管理回収業の審査監督 | 65 |
| (13) | 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 | 71 |
| (14) | 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 | 79 |
| (15) | 法務行政における国際協力の推進 | 87 |
| (16) | 施設の整備（広島法務総合庁舎整備等事業） | 95 |
| (17) | 施設の整備（高崎法務総合庁舎整備等事業） | 96 |
| (18) | 施設の整備（高知法務総合庁舎整備等事業） | 97 |

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の

安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

8 **破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

- (1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成28年度政策評価書要旨

（法務省28-（1））

評価実施時期：平成32年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，

（平成29年 8 月は中間報告）

民事局総務課，刑事局総務課

| | | |
|---------------------------------------|---|----------------------------------|
| 施策名 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁) | 政策体系上の位置付け I - 1 - (1) |
| 施策の概要 (事業の概要) | <p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。</p> | |
| 予算額 | 平成28年度予算額：122,782千円 | 評価方式 総合評価方式 |
| 施策評価の結果の概要 | <p>【民事関係】 ○「民法の一部を改正する法律案」 この法律は，女性に係る再婚禁止期間を100日に短縮すること等を内容とするものであり，平成28年 6 月 1 日に成立し，同月 7 日に施行された。</p> <p>【刑事関係】 平成28年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成29年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p> | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (2))

| | | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施策名 | 法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： I - 2 - (2)) (評価書12頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 高度な専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 22,963 | 30,327 | 19,663 | 16,827 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 22,963 | 30,327 | 19,663 | |
| 執行額(千円) | 22,745 | 28,776 | 19,163 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) ○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) ○法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月17日閣議決定) ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について(平成25年9月24日法務大臣決定) ○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定) | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|-----------------------------------|---|----|
| 1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施 | 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。 | 達成 |

施策の進捗状況(実績)

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」及びその下に設置された分科会において，「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い，それを踏まえ，平成27年5月25日，前記有識

者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また、「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行った。そして、それぞれの資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁、自治体、福祉機関及び日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|---|---|----|
| 2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施 | 文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。 | 達成 |
| 施策の進捗状況（実績） | | |
| <p>前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行うこと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。</p> <p>法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており、同連絡協議会等を通じ、①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口の在り方に関する各種データ、③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等、④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果、⑤法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、意見交換をするなど、必要な取組を進めた。</p> | | |

| | |
|------------------|---|
| 目標達成度合い の測定結果 | <p style="text-align: center;">（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">（判断根拠）</p> |
|------------------|---|

| | |
|------|---|
| 評価結果 | <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p> |
| | <p>施策の分析</p> |
| | <p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」とされた。</p> <p>前記決定を踏まえ、同年9月24日、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、前記有識者懇談会の下に、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」に関して3つの分科会が設置され、それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ、前記有識者懇談会は、それらを踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する指針が、平成27年5月25日、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめられ、また、同年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても、前記取りまとめを踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところである。</p> <p>法務省においては、前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について、関係省庁や企業等の担当者から報告を受けるとともに、今後の取組に向けた意見交換を行ったほか、その資料等を法務省ホームページに公表するなど、関係省庁、自治体、日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)では、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり、法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に、両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、法務省は、文部科学省と連携し、連絡協議等の体制を整備した上で、平成27年12月、第1回法曹養成制度改革連絡協議会を開催した。平成28年度においても、引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同連絡協議会を数次にわたり開催しており、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めていることから目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>(取組の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1及び2関係】</p> <p>測定指標1及び2については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、各種会議を実施し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。特に、法曹人材確保の充実・強化等の推進を図るため、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設等を</p> |

内容とする裁判所法の一部を改正する法律案を第193回国会へ提出した。また、法曹有資格者の海外展開に資する取組として、引き続き法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており、そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば、本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成29年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、今後も環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成29年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成29年7月7日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 法曹養成制度改革連絡協議会
法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)を参照
- 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究
法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)を参照

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】
引き続き、所要の経費の要求を行った。

担当部局名

大臣官房司法法制部司法法制課

政策評価実施時期

平成29年8月

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28-(3))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------|-------|-------|--------|
| 施策名 | 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3)) (評価書59頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者(認証紛争解決事業者 ²⁾)の多様化及び拡充を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 10,136 | 9,771 | 9,785 | 12,049 |
| | | 補正予算(b) | △73 | △10 | △35 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | / |
| | | 合計(a+b+c) | 10,063 | 9,761 | 9,750 | |
| 執行額(千円) | 8,233 | 8,227 | 8,461 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)^{*3} II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)^{*4} II-第1-8-(2)-イ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)^{*5} | | | | | |

| 測定指標 | 平成26～28年度目標 | 達成 |
|--|--|--------|
| 1 認証紛争解決事業者の拡充 | 認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。 | おおむね達成 |
| 施策の進捗状況(実績) | | |
| <p>平成26年度から平成28年度までの間において、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が、50件(うち15件は平成25年度からの継続相談、35件は新規の相談)があり、面談回数を増やしたり、検討状況を確認する等のフォローアップを確実に行った結果、新たに20事業者から認証申請があった。また、適切な審査により、平成25年度からの継続審査案件を含め、21事業者に対し認証を行った。</p> <p>その結果、平成28年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は148事業者となり、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加している。</p> | | |
| 参考指標 | 実績値 | |

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件） | 13 | 5 | 5 | 8 | 8 |
| 2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績（件） | 1,284 | 1,122 | 1,058 | 1,045 | — |

| | |
|---|---|
| 評価結果 | (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり |
| | <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠) 本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである。</p> <p>平成26年度から平成28年度までの間においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、新たに21事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は148事業者（平成29年3月31日現在）となり、また、これまで認証紛争解決事業者が存在していなかった県においても新たに認証事業者が誕生するなどして、事業者数の増加と地域的な拡充を図った。</p> <p>そして、認証紛争解決手続の利用実績も、年間1,000件を超えていることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標は相当程度の進展があったものと評価できる。</p> |
| | 施策の分析 |
| | <p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けて施策を実施した。その結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を達成してきたところである。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、年間1,000件を超えている。</p> <p>国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには、更なる認証紛争解決事業者の多様化、地域的偏在の解消及び事業者数の増加を実現する必要がある。そこで、現在認証申請の前段階として任意に設けている事前相談において、適切な対応を行うことにより認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることは、目標の達成に必要なかつ効果的な取組であると評価できる。</p> <p>なお、目標達成度合いの測定基準を明確にするため、具体的な数値に基づく測定が可能な測定指標を設定することが必要である。</p> |
| | 次期目標等への反映の方向性 |
| <p>【施策】</p> <p>上記のとおり、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として紛争解決手続を選択することができ、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の更なる拡充・活性化を図ることが必要であることから、本施策を今後も継続的に実施していく必要がある。</p> | |

したがって、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組みたい。

【測定指標】

活動中の認証紛争解決事業者の総数

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期 平成29年7月7日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | |
|---------------------------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 パンフレットの印刷製本費等について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。 |
|----|--|

| | | | |
|-------|------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 司法法制部審査監督課 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|------------|----------|---------|

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)

*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (4))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------|--------|-------|--------|
| 施策名 | 法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書67頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育広報部会 ^{*2} (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 14,119 | 14,387 | 9,638 | 20,982 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 14,119 | 14,387 | 9,638 | |
| 執行額(千円) | 9,312 | 5,963 | 6,264 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの) | ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ・Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ^{*3} | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|---|--|----|
| 1 協議会等の活動状況 | 協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ^{*4} の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。 | 達成 |
| 施策の進捗状況(実績) | | |
| 法教育推進協議会を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係 | | |

者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した[※]。

さらに、同協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、平成24年度から平成27年度にかけて順次実施した小・中・高等学校の法教育に関する実践状況調査の結果を踏まえつつ、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行った。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|------------------------|------|------|------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 法教育推進協議会及び部会の開催実績（回） | 6 | 5 | 7 | 5 | 8 |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|----------------------------------|---|----|
| 2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況 | 法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。 | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省及び法務省関係機関において多数実施するとともに、更なる利用の促進を図るため、学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し、教育関係機関等に配布した。併せて、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において公開法教育授業を実施し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 2 法教育授業実施回数（回） | 2,261 | 2,992 | 3,325 | 2,947 | 3,167 |

| | | |
|---------|--------------|--|
| 評価 結 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） 目標達成 ----- （判断根拠） 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。 |
| | 施策の分析 | |

果 (測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1, 2】

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法律の条文といった知識を教えるものではなく、法やルールの意義等を考えさせる思考型の教育である。

小・中・高等学校の学習指導要領にも、社会科や道徳科等多くの教科に、法やルールの意義といった法教育の要素が盛り込まれており、子供の成長・発達に応じた法教育を実施するものとされている。

一方で、学習指導要領に基づき授業を行う学校現場の教職員からは、具体的にどのような内容・方法で法教育授業を進めてよいか分からないとの声も寄せられており、これが法教育の更なる普及の障害となっていることがうかがわれる。

法教育の推進のためには、学校現場等における具体的な法教育活動（授業実施等）に対する協力・支援等によって教職員の負担を軽減するとともに、併せて、幅広い層を対象にした広報活動等を行い、法教育の意義について理解を広める必要がある。

そこで、法曹関係者、教育関係者及び有識者で構成される法教育推進協議会を開催して、関係者間における協議・情報交換等を行い、教材の作成等、法教育の更なる普及・充実に資する施策を実施することとしている。

同協議会においては、平成24年度から順次、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行うとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行ってきたところであるが、さらに現在は、同協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、上記実践状況調査の結果を踏まえつつ、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に向けた協議等を行っており、測定指標1については目標を達成することができたと評価することができる。

また、学校現場等における法教育実践活動への協力・支援のため、法務省職員が教職員向け研修等に講師として参加し、法教育授業の実践に向けたガイダンスを行うとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて法教育授業を実施している。

平成28年度には、法務省職員による法教育授業の更なる利用促進のため、法教育授業の目的や内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し、教育関係機関等に配布し改めて周知を図ったほか、法の日週間記念行事において公開法教育授業を実施するなど、幅広い層に対する法教育の意義や重要性を伝えるための広報活動を積極的に実施しており、測定指標2についても目標を達成することができたと評価することができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成29年7月7日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 昨年度の、子供たちには、道徳的な分かりやすいところで気付きを与えるといった教育を推進するのがいいのではないかと指摘への対応状況は。</p> <p>〔反映内容〕 学習指導要領に基づき、学校現場において、道徳科を始め様々な教科で法教育が実施されているものと認識しており、「評価結果（測定指標の目標達成度の補足）」欄にその旨追記した。</p> <p>イ〔意見〕 データに基づく政策立案との観点から、例えば、法教育の主な対象である子供たちにアンケートを実施するなど、指標の見直しをした方がいいのではないかと。法教育の有効性を検証するための指標として、法教育教材の使用実績、例えばホームページに掲載されているのであれば、それを報告書に記載した上で、ダウンロード数等を指標とするなど、より分かりやすい指標を設定すべきではないかと。</p> <p>〔反映内容〕 法教育教材の作成状況を踏まえつつ、協議会等で検討の上、測定指標の見直しを含めた、より分かりやすい評価の在り方を検討していきたいと考えている。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>「学校現場における法教育の実践状況調査」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) を参照</p> <p>「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照</p> |
|----------------------------------|--|

| | |
|-----------|---|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 旅費等について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> |
|-----------|---|

| | | | |
|--------------|-----------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>大臣官房司法法制部司法法制課</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成29年8月</p> |
|--------------|-----------------------|-----------------|----------------|

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これら

に関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、高等学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html）を参照

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html）を参照

平成28年度政策評価書要旨

（法務省28-（5））

評価実施時期：平成29年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|---|
| 施策名 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（性犯罪に関する総合的研究） （評価書73頁） | 政策体系上の位置付け (I - 3 - (1)) | |
| 施策の概要 （事業の概要） | 性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策に資する資料を提供する。 | | |
| 予算額 | 平成25年度予算額：2,264千円 平成26年度予算額：2,811千円 | 評価方式 事業評価方式 | |
| 施策評価の結果の概要 | <p>本研究は、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策に資する資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。</p> <p>性犯罪は国民が身近に不安を感じる犯罪として社会的関心が高いことに加え、「再犯防止に向けた総合対策」においても、性犯罪者に対する対策の強化が重点事項として掲げられていることから、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連しており、実施する必要性が極めて高い研究である。また、本研究は、性犯罪者に関する各種データに基づいて行った多角的な実証研究であり、詳細な動向調査に加えて、大規模な特別調査を実施し、強姦や強制わいせつなどの刑法犯だけでなく、都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反等で禁止されている痴漢や盗撮等も含めた性犯罪者を幅広く調査対象としている。本研究の研究成果は、犯罪白書及び研究部報告として刊行しており、その記述内容は図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示して分析の根拠や内容を平易に記載していることから、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすく、今後の性犯罪対策や性犯罪者処遇の在り方の検討の際の基礎資料として利用されることが見込まれる。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった」と評価できる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員から、PDCAサイクルとの関連で、本研究の成果がどのような形で施策に生かされたのかという点について具体的な説明が必要であるとの指摘を受けた。本研究は、施策の立案等に資する幅広い基礎資料の提供を主眼に行ったものであるが、今後、研究成果が、具体的な施策の立案に一層活用されるように、その効果的な周知に努める。また、平成29年度から研究テーマの選定に関して、関係部局等からの意見聴取を開始しており、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に一層努めていくこととする。</p> | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
| | 再犯防止に向けた総合対策 | 平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定） | 第1-3-(2)国民の関心の高い性犯罪 第3-1-(5)性犯罪者に対する指導及び支援 |

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (6))

| | | | | | | |
|------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書90頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪¹が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法²及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度(※) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 3,549,963 | 3,465,886 | 3,305,384 | 3,373,731 |
| | | 補正予算(b) | 311,358 | 304,942 | 114,172 | — |
| | | 繰越し等(c) | 22,866 | △281,643 | 281,643 | / |
| | | 合計(a+b+c) | 3,884,187 | 3,489,185 | 3,701,199 | |
| 執行額(千円) | 3,641,049 | 3,253,034 | 3,348,337 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ³ | | | | | |

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|---|---|--------|
| 1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化 | サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。 | おおむね達成 |
| 施策の進捗状況(実績) | | |
| コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自 | | |

捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修⁴を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁵を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁶を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|--|------|-------|-------|------|-------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％） | — | 100.0 | 100.0 | 92.0 | 100.0 |
| 2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％） | 88.1 | 95.0 | 98.3 | 95.0 | 100.0 |
| 3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％） | — | — | 96.6 | 92.0 | 98.0 |

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|---------------|---|--------|
| 2 被害者支援担当者の育成 | 被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。 | おおむね達成 |

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、警察庁職員による第3次犯罪被害者等基本計画の概要等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|---|------|------|------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％） | 88.8 | 91.3 | 95.0 | 94.9 | 93.6 |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|-------------------------|---|----|
| 3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況 | 国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。 | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 広報活動の実施回数（回） | 1,135 | 1,158 | 1,069 | 1,029 | 1,121 |

| | | |
|------|---------------------------------------|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | <p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> |
| | 施策の分析 | |
| | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> | |

平成28年10月24日から同月28日までの5日間、地方検察庁の検事27名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成28年6月27日から同年7月1日までの5日間及び同年11月7日から同月11日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成28年10月25日及び26日の2日間、同年11月16日から同月18日までの3日間、同月28日から同月30日までの3日間及び同年12月12日から同月14日までの3日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した。

ネットワークフォレンジック研修では、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、137名全員（ネットワークフォレンジック研修27名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では27名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（88.9パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（11.1パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、60名全員（100パーセント）が「概要については理解した」（65.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（35.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、49名（98.0パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（58.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（40.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成28年11月17日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者78名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、警察庁職員による第3次犯罪被害者等基本計画の概要等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか、平成27年度に引き続き、研修員、刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、78名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、73名（93.6パーセント）が「有意義」と回答し、5名が「どちらとも言えない」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「第3次犯罪被害者等基本計画の概要等について知ることができたこと、各地検で被害者等の支援に取り組んでいる事例の紹介があり、今後の活動に活用できることがあるため。」「各庁

の被害者支援に対する執務体制・執務内容を参考として、当庁における被害者支援の在り方等の改善すべき課題の参考となった。」「制度」に関する説明についても分かりやすく、医師の立場からの見解や犯罪被害者遺族の実情については、目で文字を確認するより、耳で聞くことにより、更に理解が深まったように感じました。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。加えて、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であることから考えると、本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成28年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,121回であり、活動への参加人数は合計3万4,676人であった。実施回数は若干増加して、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が135回、参加人数は6,015人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標 2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標 3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成29年7月7日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

デジタルフォレンジックを活用した捜査手法について、犯罪者の技術も日々変わることから、それに対応する捜査側においても、技術で負けない方向性が必要だと考えている。将来的にこの点について考えていければ、取り入れてもらいたい。

〔反映内容〕

本研修は、全体の底上げを狙っているところであるが、別途、サイバー犯罪を研究する団体へ長期間派遣し、その中で、サイバー犯罪の手口等を研究し、フィードバックすることなどを検討している。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したアンケート調査等

・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

司法修習生用クライアントパソコンの賃貸借契約について、執行実績を踏まえた見直しを行うことで、経費の削減を図った。

また、検察総合情報管理システムについて、基幹及び犯歴機能の機器の統合を行い、システムの効率化及びコスト削減を図るとともに、グループウェア機器のリース期間の延伸及びアプリケーション保守等の実績等による見直しを行いコスト削減を図った。

さらに、研修計画及び物品の購入について、変更を行うことにより、経費の削減を図った。

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 刑事局総務課企画調査室 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|-------------|----------|---------|

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－１－（２）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router）⁹等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*4 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識等を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*5 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタ

ルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」と名称変更した。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード(通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと)を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (7))

| | | | | | | |
|------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名 | 矯正施設 ¹⁾ の適正な運営に必要な民間委託等 ²⁾ の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(3)) (評価書154頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 ³⁾ (平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算 (a) | 16,082,480 | 16,323,803 | 15,989,838 | 16,623,169 |
| | | 補正予算 (b) | △22,670 | — | △32,262 | — |
| | | 繰越し等 (c) | — | — | — | / |
| | | 合計 (a+b+c) | 16,059,810 | 16,323,803 | 15,957,576 | |
| 執行額 (千円) | 15,940,735 | 16,172,523 | 15,792,712 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号)⁴⁾ ○構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号)⁵⁾ ○構造改革特別区域基本方針 (平成15年1月24日閣議決定)⁶⁾ ○公共サービス改革法 ○公共サービス改革基本方針 (平成18年9月5日閣議決定、平成27年7月10日改定)⁷⁾ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組 (平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告) 2-(2)【就労支援対策の充実強化】⁸⁾ ○再犯防止に向けた総合対策 (平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 第3-2-(2) 就労の確保⁹⁾ ○「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定) Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進¹⁰⁾ | | | | | |

| 測定指標 | 目標 (平成26年度～平成28年度) | 達成 |
|--|---|----|
| 1 PFI 刑務所 ¹¹⁾ における職業訓練の充実 | PFI 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。 | 達成 |
| 施策の進捗状況 (実績) | | |
| 実施対象施設において受刑者に職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。 | | |

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 職業訓練受講者数（人） ※延べ人員 | 7,913 | 7,203 | 9,601 | 9,665 | 9,349 |
| 2 職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／ 受刑者数×100（%） | 167 | 156 | 218 | 228 | 227 |
| 3 職業訓練修了者数（人） ※延べ人員 | 7,648 | 6,926 | 9,360 | 9,284 | 9,165 |
| 4 資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人員 | 1,287 | 1,334 | 1,407 | 1,512 | 1,412 |
| 5 PFI施設における受刑者数（人） | 4,735 | 4,612 | 4,405 | 4,248 | 4,112 |

| 測定指標 | 目標（平成26年度～平成28年度） | 達成 | | | |
|---|--|------|------|------|------|
| 2 職業フォーラム ^{*12} の活用 | 公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*13} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。 | 達成 | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | |
| 実施対象施設において、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施した。 | | | | | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 実施回数（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 2 参加受刑者数（人） | 84 | 89 | 87 | 50 | 91 |

| | |
|------------------|---|
| 目標達成度合い の測定結果 | （各行政機関共通区分） 目標達成 |
| | （判断根拠） 測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考 |

| | |
|------|--|
| 評価結果 | <p>えている。測定指標については、目標を達成することができたため、施策は「目標達成」と判断した。</p> |
| | <p>施策の分析</p> |
| | <p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>P F I手法を活用して職業訓練を実施している4施設において、福祉・情報サービスなど比較的求人上位の業種に関する約30種目の専門的な職業訓練を実施し、職員が職業訓練の有用性を受刑者に分かりやすく説明することで、収容人員は減少傾向にあるものの、職業訓練受講率は、平成26年度から同28年度まで高い数値を維持しており、P F I施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者数の割合は、平成26年度から同28年度まで同水準を維持した。</p> <p>さらに、平成26年度から、パソコン操作やビジネスマナーなど就労のために職業人として必要な基礎的なスキルの付与を目的とした職業訓練10種目を全受刑者対象に実施することとした。</p> <p>このように、民間のスキルやノウハウを活用し、雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し、受刑者に資格や免許を取得させることができた。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>職業フォーラムについては、平成24年度は13社であったところ、継続的に企業数を増やし、平成28年度は190社となっている。また、平成28年度に職業フォーラムに参加した受刑者を対象に実施したアンケートでは、9割を超える者が「社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思う」、「働く意欲、働くことへの心構え・イメージが得られたと思う」と回答するなど職業フォーラムにより受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起が図られている。</p> <p>以上のとおり、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段「P F I 刑務所の運営」において実施している職業訓練は、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人として基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成26年度から同28年度において、受刑者数は、全国的に減少傾向にあるところ、職業訓練受講率は、高い数値を維持しており、P F I施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者数の割合は、同水準を維持したことから、達成手段であるP F I手法による職業訓練が一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>【測定指標 2 関係】</p> <p>達成手段「刑事施設の民間委託運営」において実施している職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施しており、その中で方法を検証しながら、随時改良を加えているところである。職業フォーラム実施後、企業面接を実施した受刑者のアンケート結果からも、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があったものといえる。</p> <p>以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、職員の負担軽減はもとより、矯正処遇の充実に寄与したものといえる。</p> |
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> |
| | <p>【施策】</p> <p>依然として再入受刑者に占める無職者の割合は、高い水準で推移していることから、来年度以降も、刑務所出所者の再犯防止に資する職業訓練及び就労支援を充実させるため、現在の目標を維持し、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び効果的な就労支援を実施していく。</p> |

【測定指標 1】

P F I 刑務所における職業訓練は、引き続き職業訓練受講率、資格・免許等の取得者数の増加により充実を図る。

【測定指標 2】

公共サービス改革法に基づく刑事施設運營業務の第 1 期事業については、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うための指標として、職業フォーラムの実施状況を用いたが、本年 3 月 31 日をもって第 1 期事業が終了し、4 月 1 日から第 2 期事業を開始したことから、民間事業者の提案内容を踏まえ、就労支援策などの充実を図る。

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成29年7月7日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 職業訓練を受講したことが就職に結び付いているのかを調査することが、就労支援対策等の充実・強化になると考えるので、就労支援の適否確認として何らかの手段で調査してほしい。 〔反映内容〕 矯正就労支援情報センター室（通称：コレワーク）における取組を含め、刑事施設で実施している職業訓練が出所後の雇用に結び付いているか調査すること等について、御指摘の点は今後の検討課題としたい。</p> |
|------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」（矯正局成人矯正課，対象期間：平成25年4月1日～平成29年3月31日） ・職業フォーラム参加者に対するアンケート結果 ・「一般職業紹介状況（平成29年2月分）」（厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156290.html]） |
|----------------------------------|--|

| | |
|-----------|--|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 業務の合理化により、ポスト数及び単価の見直しを実施し、民間委託経費の削減を図った。</p> |
|-----------|--|

| | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>矯正局成人矯正課</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成29年8月</p> |
|--------------|-----------------|-----------------|----------------|

*1「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく、特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地域公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*4「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地域公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を促進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2-（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*11「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*12「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受

刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらふことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*13「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所もおける総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (8))

| | | | | | | |
|-----------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名 | 保護観察対象者等 ¹⁾ の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書166頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等²⁾を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 11,824,926 | 12,256,474 | 12,534,446 | 12,802,884 |
| | | 補正予算(b) | 126,421 | 153,226 | 0 | — |
| | | 繰越し等(c) | △68,359 | △344,365 | 284,014 | / |
| | | 合計(a+b+c) | 11,882,988 | 12,065,335 | 12,818,460 | |
| 執行額(千円) | 11,270,922 | 11,748,928 | 12,560,338 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*3} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*4} ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*5} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)^{*6} | | | | | |

| 測定指標 | 目標値(平成26年度～平成28年度) | | | | | 達成 |
|--|--------------------|-------|-------|------|------|--------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 性犯罪者処遇プログラム ⁷⁾ 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合(%) | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | | | おおむね達成 |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|-----|------|------|------|------|------|
| | 90% | 90.6 | 90.3 | 87.7 | 86.5 | 88.8 |
|--|-----|------|------|------|------|------|

| 測定指標 | 目標値（平成26年度～平成28年度） | | | | | | 達成 |
|--|--------------------|--------|--------|--------|--------|------|--------|
| 2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％） | 26年 | | 27年 | | 28年 | | おおむね達成 |
| | 対25年減 | | 対26年減 | | 対27年減 | | |
| | 基準値 | 実績値 | | | | | |
| | 25年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| | 22.3 | 24.0 | 22.3 | 21.6 | 21.9 | 22.1 | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | | |
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | | |
| 1 協力雇用主数 [※] （事業主） （※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの） | 9,953 | 11,044 | 12,603 | 14,488 | 16,330 | | |
| 2 完全失業率 [※] （％）（※年平均） | 4.3 | 4.0 | 3.6 | 3.4 | 3.1 | | |

| 測定指標 | 目標（平成26年度～平成28年度） | | | | | 達成 |
|---|--|--------|--------|--------|-------|--------|
| 3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況 | 行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。 | | | | | おおむね達成 |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | |
| 平成26年度から同28年度において、更生保護施設について、指定された施設に福祉及び薬物の専門スタッフを配置したほか、自立が困難な者の受入れに対して更生保護委託費を加算する措置を実施して、行き場のない保護観察対象者等の積極的な受入れを促進した。また自立準備ホーム ^{*10} の登録事業者の拡大を図ることで、その多様な受入れ先を確保した。 | | | | | | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人） | 10,587 | 10,263 | 10,092 | 10,179 | 9,609 | |

| | | | | | |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2 自立準備ホームの登録事業者数 | 236 | 289 | 332 | 352 | 375 |
| 3 全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人） | 1,181 | 1,278 | 1,497 | 1,887 | 1,716 |

| 測定指標 | 目標（平成26年度～平成28年度） | 達成 |
|---------------|---|--------|
| 4 犯罪予防活動の推進状況 | 国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。 | おおむね達成 |

施策の進捗状況（実績）

平成26年度から同28年度において、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| 1 作文コンテスト参加学校（校） | 8,580 | 8,986 | 9,224 | 9,542 | 10,106 |
| 2 作文コンテスト応募作品数（作品） | 249,552 | 279,732 | 290,090 | 308,818 | 329,994 |
| 3 “社会を明るくする運動”推進委員会 ^{*11} の構成機関・団体数（団体） | 29,995 | 29,962 | 29,772 | 29,920 | 30,118 |

| | | |
|------|--|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | <p>（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定目標1, 2, 3, 4は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2, 3及び4について、目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> |
| | 施策の分析 | |
| | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>性犯罪者処遇プログラム（以下この欄において「プログラム」という。）において、受講後に評点が低下した者は、平成26年度はプログラム受講者の全体の87.7パーセントであり、平成27年度は86.5パーセント、平成28年度は88.8パーセントであり、目標値の90パーセント以上には達していないものの、9割近い受講者に受講後の評点の低下が認められたことから、目標をおおむね達成したと評価で</p> | |

きる。

平成25年度から平成27年度まで評点が低下した者の割合は減少傾向にあったが、微減であることから、その原因について詳細な分析をすることは困難である。ただし、プログラムの導入から10年が経過し、プログラム実施者である保護観察官において経験が蓄積され、その技量が向上したことで、プログラムの受講を通して、受講者の新たな問題点を把握できるようになってきており、これが、受講後の評点が高まる者の割合が増加した一つの原因と考えられる。

なお、平成28年度は実績値が向上したが、これは、平成27年度に、より効果的にプログラムを実施するため、補助教材としてDVDを作成したところであり、その効果と考えられる。今後とも実施方法に工夫を重ね、プログラム受講者の問題性の低下を図っていく。

【測定指標2】

保護観察終了者に占める無職者の割合において、平成26年以降増となっており、目標には達していないものの、基準値よりも低い割合を保っていることから、目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

全更生保護施設における年間収容保護人員は、平成27年度は平成26年に比べ増加しており、自立準備ホームの登録事業者数及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は、増加傾向にある。また、更生保護施設整備事業¹¹²への補助により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化された。

なお、自立が困難な者を受入れた場合における委託費の加算措置に加え、平成28年度は、新たに20人の福祉職員を増配置して、全国71施設において、高齢又は障害により自立が困難な者の受入れを強化するとともに、新たに10施設に薬物専門職員を増配置して全国25施設において薬物依存のある者の受入れを強化するなど行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保して、平成25年度から平成28年度の各年度において、約1万人以上に生活基盤を提供したことから、おおむね目標を達成したと評価できる。

【測定指標4】

平成26年度以降も作文コンテストの参加学校数及び応募作品数は増加し続けており、平成28年度の作文コンテストの参加学校数は1万106校で平成27年度と比較して564校増加するとともに、応募作品数についても、32万9,994作品で平成27年度と比較して2万1,176作品増加した。また、平成28年度の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数は3万118団体であり、地方公共団体をはじめ、多くの機関・団体が参画している。

再犯防止をテーマとした作文コンテストは、学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働き掛けるものである。多くの機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会に参画し、作文コンテストの参加学校数及び応募作品数が増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段③「保護観察の実施」における指導監督として実施しているプログラムでは、プログラムの受講前後で、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム受講者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後のこれらの評点を比較することでプログラムの効果を検証した結果、性犯罪に結びつく受講者の問題性が改善していたことから、プログラムの実施は保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「就労支援事業への補助」により、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては、身元保証事業¹¹³に係る経費の補助を適切に行うなどした。また、平成26年度から、民間の就労支援事業所に委託することで、きめ細かな寄り添い型の支援を実施する事業の本格実施を

開始したほか、平成27年度からは、協力雇用主に対する支援の充実強化策として奨励金を支払う制度を創設した。その結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少しており、就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標 3 関係】

達成手段①更生保護施設整備事業への補助により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化された。

また、自立困難者の受入れに係る委託費の加算措置や更生保護施設に福祉職員及び薬物専門スタッフの配置を実施したほか、自立準備ホームについては各保護観察所において登録事業者の拡充を進めて、多様な受入れ先を確保したことにより、更生保護施設等において、約1万人の行き場のない保護観察対象者等に生活基盤を提供したことから、行き場のない保護観察対象者の自立更生に一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標 4 関係】

達成手段④「犯罪予防活動の推進」において実施している犯罪予防活動では、主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い、学校との連携を図ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めるなどの活動を行った。

また、“社会を明るくする運動”推進委員会に多くの機関・団体の参画があったことに加え、犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから、犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

行政事業レビューの結果を受けて、一般競争入札を実施することによって競争性の確保やコスト削減に努めている。また、旅費についてICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用することにより、執行額の削減を図っている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

平成28年6月に導入された刑の一部の執行猶予制度^{*14}においては、一定期間社会内処遇を行うことで保護観察付一部猶予者の再犯防止及び改善更生を図ることが期待されている。現状を見ると、保護観察付一部猶予に付される者は性犯罪以外の問題性を有する者が少なくないことから、保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生を図るという次期目標の達成度を測定する指標としては、性犯罪者処遇プログラムのほか、薬物再乱用防止プログラム等全ての専門的処遇プログラム^{*15}に関するものとして、専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を測定指標とする。

【測定指標 2】

依然として保護観察終了者に占める無職者の割合は高水準で推移しており、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者の就労は困難であることから、就労支援の重要性は高まっている。保護観察終了者に占める無職者の数は減少しているものの、保護観察対象者の総数が減少している上、無職者の中には心身に障害のある者等就労すること自体が困難である者が一定数存在しており、保護観察終了者に占める無職者の割合に影響を与えていることから、保護観察対象者等の就労支援を促進するという次期目標の達成度を測定する指標としては、保護観察終了者に占める無職者の数を測定指標とする。

【測定指標 3】

刑事施設を出た後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移

していることから、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入れ先を確保する。

【測定指標 4】

犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ、保護司、更生保護女性会員及びBBS*16会員が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。

また、犯罪や非行のない地域作りには、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求め、重要なことから、“社会を明るくする運動”を始めとした広報啓発活動を通して、効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期 平成29年7月7日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 対象期間: 平成24年4月1日～平成28年3月31日) ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課, 平成28年1月1日～平成28年11月30日) ・「“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」 (保護局更生保護振興課, 平成28年1月1日～平成28年12月31日) |
|---------------------------|---|

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>旅費や庁費について、執行実績等を踏まえ研修計画や物品の調達数量等の見直しを行うことにより、経費を削減した。</p> |
|----|---|

| | | | |
|-------|-----------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 保護局更生保護振興課, 観察課 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|-----------------|----------|---------|

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設, 自立準備ホーム

*3 「更生保護法(平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている(第1条参照)。

*4 「更生保護事業法(平成7年法律第86号)」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法(平成19年法律第88号)その他更生保護に関する法律

とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*5 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-1 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-2 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-1(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-1(2)-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設^{*14}収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-1(2)-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム^{*15}を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-1(6)-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会^{*16}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようするための具体的な方法を習得

させ、上記傾向を改善するプログラム。

*8 「協力雇用主」

犯罪・非行の前科・前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*9 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者）の割合を示す。

*10 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*11 「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進するため、中央、都道府県及び市区町村などを単位として設置される機関

*12 「更生保護施設整備事業」

更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1（平成26年度からは3分の2）を交付限度として補助するもの。平成25年度は、4件に対し補助を行った。

*13 「身元保証事業」

身元保証人を確保できない保護観察対象者等について1年間身元を保証し、保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより、雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

*14 「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により、裁判所は、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処されたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯罪の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中、保護観察に付することができる。）。また、薬物使用等の罪を犯した者に対しては、禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内の場合であっても、裁判所は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当であると認められるときは、薬物使用等の罪等について言い渡す3年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合、その猶予の期間中、保護観察に付きなければならない。）。

*15 「専門的処遇プログラム」

性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、そうした犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*16 「BBS (Big Brother and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

*17 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (9))

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|
| <p>施策名</p> | <p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書175頁)</p> | | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p> | | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額等</p> | <p>区分</p> | <p>26年度</p> | <p>27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>29年度</p> |
| <p>予算の状況 (千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>2,238,278</p> | <p>2,169,613</p> | <p>2,076,942</p> | <p>2,357,242</p> |
| <p></p> | <p>補正予算(b)</p> | <p>97,105</p> | <p>123,476</p> | <p>368,258</p> | <p>—</p> |
| <p></p> | <p>繰越し等(c)</p> | <p>△91,649</p> | <p>38,783</p> | <p>△3,294</p> | |
| <p></p> | <p>合計(a+b+c)</p> | <p>2,243,734</p> | <p>2,331,872</p> | <p>2,441,906</p> | |
| <p></p> | <p>執行額(千円)</p> | <p>2,234,808</p> | <p>2,322,674</p> | <p>2,433,938</p> | |
| <p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）^{*15} ○サイバーセキュリティ2016（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部）^{*16} ○第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）^{*17} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）^{*18} | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|-------------------|--|----|
| 1 教団の活動状況及び危険性の解明 | 教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。 | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

| 参考指標 | 実績値 | | | | | |
|------------|---------|------|------|------|------|------|
| 立入検査の実施回数等 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | 実施回数（回） | 17 | 20 | 21 | 25 | 27 |
| | 施設数 | 47 | 27 | 56 | 33 | 27 |
| | 動員数（人） | 677 | 554 | 808 | 555 | 523 |

| 測定指標 | 平成28年度目標値 | | | | | 達成 |
|---------------------------------------|-----------|------|------|------|------|------|
| 2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数） | 23.4日より短縮 | | | | | 達成 |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | 一年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 請求を行った関係地方公共団体数 | — | 18 | 17 | 21 | 17 | 20 |
| 提供回数（回） | — | 54 | 41 | 55 | 44 | 43 |
| 平均所要日数（日） | — | 20.9 | 23.2 | 25.4 | 26.7 | 22.8 |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|--|--|----|
| 3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施 | 職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 | 達成 |

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。 | | | | | | |
| 参考指標 | | 実績値 | | | | |
| | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| ホームページのアクセス件数 | フロントページへのアクセス件数 | 170,139 | 241,486 | 402,213 | 346,365 | 408,252 |
| | ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数 | — | — | 2,873,829 | 2,716,924 | 2,889,929 |

| | |
|------|--|
| 評価結果 | <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p> |
| | <p>施策の分析</p> <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成28年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計27回、延べ27施設、公安調査官延べ523人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成28年度は、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、20団体に延べ43回調査結果を提供した。調査結果提供請求への対応の平均所要日数は22.8日であり、目標とした平均所要日数23.4日よりも短縮された。</p> <p>以上のことから、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応し、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成28年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最</p> |

近の内外情勢」^{*19}、「内外情勢の回顧と展望」^{*20}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*21}、「世界のテロ等発生状況」^{*22}等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。

「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)」は、近年、指標設定当時(平成22年度)の過去5年平均所要日数(40日)と比較すると大幅に短縮されており(23.4日)、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを鑑みても、業務実態から考えると最短に近い日数となり、事実ここ数年、20数日のラインで推移しており、迅速な対応という指標の意義はある程度達せられたと判断し、平成29年度事後評価実施計画において、指標の見直しを行った。

新たな指標である「地域住民との意見交換会の実施回数」については、意見交換会の回数を増やすことで、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資することに加え、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するものである。

なお、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に対しては引き続き迅速に対応していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバ

一テロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期 平成29年7月7日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | |
|---------------------------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 調査用器材及び自動車借上の数量並びに旅費実施計画及び旅費単価等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し、経費の削減を図った。 また、サーバの更新計画の延伸による借料の見直しのほか、保守料等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し、経費の削減を図った。 |
|----|--|

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 公安調査庁総務部総務課 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|-------------|----------|---------|

*1 「教団の活動状況」
「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」
過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受け（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」
（任務）
第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の

- 規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。
- *4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」
（公安調査官の調査権）
第27条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。
- *5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」
（観察処分）
第5条 *2参照
（観察処分の実施）
第7条 *2参照
（公安調査官の調査権）
第29条 公安調査官は，この法律による規制に関し，第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。
- *6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」
（資料提供等）
第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。
2 前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」
第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。
- *8 「カウンターインテリジェンス」
外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動
- *9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」
カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。
- *10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」
・2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化
国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であつて，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。
・2-（2）-② その他の情報収集機能の強化
我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- *11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが，「安全なサイバー空間」の実現は，その前提条件である。また，サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため，以下の施策等を着実に推進する。
（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
（2）-② 日本版NCFTA^{*23}の創設
・Ⅲ-2 G8サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ^{*14}、防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推

進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020年東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき、関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安心安全の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

①外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献、在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化（中略）に積極的に取り組む。

②安全保障・防衛等

我が国を取り巻く安全保障環境が年々厳しさを増していることを踏まえ、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等をより一層強化し、戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

(2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、『『世界一安全な日本』創造戦略』に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化、組織犯罪対策、密輸対策、保護観察実施体制や薬物依存症治療拠点の整備を含めた薬物対策、人身取引対策、児童の性的搾取、児童虐待、ストーカー、配偶者暴力、性犯罪、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。（中略）

特に、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等に基づき、各種テロ対策を着実に推進する。あわせて、「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバーセキュリティの確保に取り組み、個人情報保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

（中略）治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や、外国語、外国文化に精通した人材の確保、養成など国際的対応力の強化を図るとともに、アジアを中心とした法制度整備を支援する。

*16 「サイバーセキュリティ2016（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3.1. 我が国の安全の確保

(1) 対処機関の能力強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3.2. 国際社会の平和・安定

(3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3.3. 世界各国との協力・連携

(カ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*17 「第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）」

・北朝鮮が昨年、2度にわたる核実験、20発以上の弾道ミサイル発射を強行したことは、断じて容認できません。安保理決議に基づく制裁に加え、関係国と協調し、我が国独自の措置も実施しました。「対話と圧力」、「行動対行動」の一貫した方針の下、核、ミサイル、そして引き続き最重要課題であり、発生から長い年月が経つ拉致問題の包括的な解決に向け、北朝鮮が具体的な行動を取るよう強く求めます。

・テロ、難民、貧困、感染症。世界的な課題は深刻さを増しています。こうした現実から、我が国だけが目を背けるようなことは、あってはなりません。今こそ、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄のため、皆さん、能う限りの貢献をしていこうではありませんか。

・3年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策を強化します。受動喫煙対策の徹底、ユニバーサルデザインの推進、多様な食文化への対応など、この機を活かし、誰もが共生できる街づくりを進めます。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*20 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*21 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH>) を参照。

*22 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*23 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*24 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (10))

| | | | | | | |
|------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名 | 登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(1)) (評価書188頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域¹⁾を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 51,215,002 | 50,968,271 | 50,674,511 | 50,487,835 |
| | | 補正予算(b) | △154,254 | △1,987,645 | △361,199 | — |
| | | 繰越し等(c) | △249,248 | 249,248 | △109,172 | |
| | | 合計(a+b+c) | 50,811,500 | 49,229,874 | 50,204,140 | |
| 執行額(千円) | 49,853,948 | 48,054,513 | 49,052,784 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定) 第Ⅱ部-1-(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進^{*3} ○国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 第2章-3-(3) ストックを活用した消費・注意喚起^{*5} ○「日本再興戦略」2016(平成28年6月2日閣議決定) 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」^{*6} ○都市再生基本方針(平成28年8月24日閣議決定) 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等^{*7} ○規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定) 2 法務-3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化^{*8} ○構造改革と経済財政の中期展望(平成16年1月19日閣議決定) 3-(1) 新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等^{*9} ○規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定) 3 法務-2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化^{*10} ○世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 1(1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進^{*11} | | | | | |

| 測定指標 | 目標値(平成26年度～平成28年度) | 達成 |
|-----------------------------------|--|--------|
| 1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積(平方キロメートル) | 平成26年度 17平方キロメートル 平成27年度 18平方キロメートル | おおむね達成 |

| | | | | | | | |
|--|--|-------------------|------|------|------|------|------|
| | | 平成28年度 25平方キロメートル | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | — | 17 | 17 | 17 | 18 | 24 |

| 測定指標 | 目標値（平成26年度～平成28年度） | | | | | 達成 |
|---------------------------|---|------|------|------|------|--------|
| 2 動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率（％） | 平成26年度 対25年度増 平成27年度 対26年度増 平成28年度 対27年度増 | | | | | おおむね達成 |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | — | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | — | 0.79 | 1.03 | 17.8 | 30.5 | 29.3 |

| | | |
|------|--|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | <p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり。</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標 1, 2 は、目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> |
| | 施策の分析 | |
| | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成26年度及び平成27年度においては、目標どおり登記所備付地図作成作業を実施することができ、達成できたものと評価することができる。また、平成28年度においては、平成28年熊本地震の発生に伴い、熊本地方務局において実施することとしていた当該作業を実施することができなかったものの、その他の地域においては目標どおり当該作業を実施することができ（24平方キロメートル）、達成率は96パーセントであることから、おおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成26年度及び平成27年度においては、いずれも目標どおり前年度のオンライン利用率を上回っており、達成できたと評価することができる。また、平成28年度においては、目標とする前年度の利用率（30.5パーセント）をわずかに下回っているものの、おおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段①「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については、平成29年4月1日現在、全国における配備状況が約56パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特に遅延している（東京：約20パーセント、大阪：約14パーセント、名古屋：</p> | |

約22パーセント)。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的つながりが希薄化し、人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

前述のとおり、都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する理解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

緊急性については、平成15年6月、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機として、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、平成28年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「日本再興戦略」2016」（平成28年6月2日閣議決定）に「登記所備付地図の整備」等が明記されているように、登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地域（D I D）の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進している。

- ① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定
- ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識が高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
- ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興方登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定

以上の計画に基づき、登記所備付地図作成作業を実施することによって、登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進することができたことから、目標の達成に向け有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標2 関係】

達成手段⑧「債権・動産譲渡登記事務の運営」において実施しているオンラインによる動産・債権譲渡登記手続の推進（登記申請方式の見直し）は、登記所にあらかじめ送信した申請データを基に登記の内容について事前相談を受けることができるなど、利用者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、オンライン利用率の大幅な向上に寄与している。また、申請データの形式チェックが自動的に行われることから、利用者のみならず、登記所職員の事務処理の効率化にも資するものである。したがって、オンラインによる動産・債権譲渡登記手続の推進は、目標の達成に効果的かつ効率的な手段であったと評価することができる。

| | |
|----------|--|
| 【施策】 | <p>不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、以下のとおり次期目標等への反映を行い、引き続き、登記事務を適正・円滑に処理する。</p> |
| 【測定指標 1】 | <p>登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成29年度以降においても上記計画に基づいて定められている登記所備付地図の整備を推進することとする。</p> |
| 【測定指標 2】 | <p>動産・債権譲渡登記手続については、登記申請方式を見直すなどの取組を推進した結果、オンライン利用率が大幅に向上し、成果を上げることができたことから、平成29年度以降は、行政事業レビューにおいて、登記事項証明書等発行請求機の利用率向上を図るべきであるとの指摘も踏まえ、新たに、不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の交付事務等に係る目標を設定することにより、引き続き、登記に関する国民の利便性の向上に努めていく。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成29年7月7日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | |
|---------------------------|--|

| | |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 債権・動産譲渡登記事務の運営に係る業務委託について、契約単位の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映させることにより、経費の縮減を図った。</p> |
|----|---|

| | | | |
|-------|------------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|------------------------|----------|---------|

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

- *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」
 第Ⅱ部－1－(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進
 登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。
- *4 「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」
 第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）
 地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。
- *5 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」
 第2章－3－(3) ストックを活用した消費・投資喚起
 登記所備付地図の整備
- *6 「『日本再興戦略』改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）」
 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」
 登記所備付地図作成作業の推進
- *7 「都市再生基本方針（平成28年8月24日閣議決定）」
 第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
 都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *8 「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）」
 2法務－3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
 動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無、問題点の洗い出し等について検討を行う。
- *9 「構造改革と経済財政の中期展望（平成16年1月19日閣議決定）」
 3－(1) 新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等
 不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに、行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。
- *10 「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」
 3法務－2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
 動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。
- *11 「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」
 1(1) 国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進
 ○オンライン手続の利便性向上
 「オンライン手続の利便性向上のに向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (11))

| | | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名 | 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書193頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 1,834,091 | 1,955,521 | 1,921,948 | 2,203,085 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 1,834,091 | 1,955,521 | 1,921,948 | |
| 執行額(千円) | 1,791,629 | 1,904,401 | 1,840,414 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <p>○世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)</p> <p>1(1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進³</p> | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|--|--|----|
| 1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理 | 帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。 | 達成 |
| 施策の進捗状況(実績) | | |
| <p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁴及び国籍法施行規則⁵の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p> | | |
| 参考指標 | 実績値 | |
| | | |

| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 帰化許可申請数（人） | 9,940 | 10,119 | 11,337 | 12,442 | 11,477 |
| 2 帰化許可者数（人） | 10,622 | 8,646 | 9,277 | 9,469 | 9,554 |
| 3 帰化不許可者数（人） | 457 | 332 | 509 | 603 | 607 |
| 4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人） | 1,137 | 1,030 | 1,131 | 1,089 | 1,033 |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|---|---|----|
| 2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁶ への適正な対応 | 市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。 | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,133件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| 1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件） | 2,677 | 2,449 | 2,327 | 2,021 | 2,133 |
| 2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁷ の延べ実施日数（日） | 597 | 617 | 588 | 605 | 598 |
| 3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人） | 10,119 | 10,194 | 9,959 | 9,643 | 9,558 |
| 4 現地指導実施回数 ⁸ （回） | 1,819 | 1,824 | 1,840 | 1,796 | 1,755 |
| 5 現地指導実施率 ⁹ （％） | 96 | 96 | 97 | 95 | 93 |

| 測定指標 | 平成28年度目標値 | 達成 |
|------------------------------------|-----------|----|
| 3 供託手続のオンライン利用率 ¹⁰ （％）の | 対27年度増 | 達成 |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 向上 (大量供託事件 ^{*11} を除外) | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | 27年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | 17.7 | 12.3 | 17.9 | 17.3 | 17.7 | 18.1 |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 供託手続におけるオンライン件数（件） (大量供託事件を除外) | 70,560 | 96,068 | 89,805 | 91,343 | 87,776 | |

| | | |
|------|---|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。 |
| | 施策の分析 | |
| | <p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】 平成28年の帰化許可申請者数は減少したものの、過去5か年平均と比較して高水準にあり、また、帰化不許可者数は、過去最高となっているところ、帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため、戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、本省及び（地方）法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等、事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から、目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標2】 市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成28年度は2,133件であり、前年度と比較すると112件増加した。このうち、涉外事件^{*12}に係るものは、1,027件（前年度は914件）である。</p> <p>平成28年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から増加している上、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な涉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成28年度における延べ実施日数が598日</p> | |

であり、前年度と比較すると、7日減少し、延べ受講者数も9,558人と前年度より85人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。

以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」及び「供託金利子について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、システムの機器等借料及び運用経費並びに供託金利子について、執行実績を踏まえた見直し等を行うことにより、約8百万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引

き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ol style="list-style-type: none">1 実施時期 平成29年7月7日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 なし |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | |
|---------------------------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国籍事務処理管理システムの運用支援経費については執行実績を反映し、機能改修委託経費については実施事項の必要性、緊急性等を精査して、経費の節減を図った。</p> <p>また、戸籍副本管理システム機器等の借料について再リース等を行い、その結果を適切に予算に反映させることにより、経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、供託手続については、システム関係消耗品費や供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直し等を行い、その結果を適切に予算に反映させることにより、経費の節減を図った。</p> |
|----|--|

| | | | |
|-------|---------------|----------|-----------|
| 担当部局名 | 民事局民事第一課， 商事課 | 政策評価実施時期 | 平成29年 8 月 |
|-------|---------------|----------|-----------|

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務， 届出による日本国籍取得に関する事務， 日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務， 重国籍者の国籍選択に関する事務， 国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県， 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち， 国が本来果たすべき役割に係るものであって， 国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については， 戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」

1 (1) 国のIT化・業務改革（BPR）の更なる推進

○オンライン手続の利便性向上

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について， 改正前の国籍法では， 日本人の父から認知されていることに加え， 父母の婚姻が要件とされていたが， 平成21年1月1日施行の改正国籍法では， 父母の婚姻の要件が削除され， 認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては， 虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために， 実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書， 子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など， 審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において， 戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに， 管轄法務局， 地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き， 直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡

請求事件をいう。

平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件、平成28年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）等に基づく大量供託が150,693件あった。

*12 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (12))

| | | | | | | |
|-------------|--|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 施策名 | 債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(3)) (評価書200頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないように、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備が認められる場合は、その是正を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 9,665 | 9,587 | 9,725 | 9,638 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | / |
| | | 合計(a+b+c) | 9,665 | 9,587 | 9,725 | |
| 執行額(千円) | 7,936 | 7,472 | 8,709 | | | |

施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）^{*1}

| 測定指標 | 目標値（平成26年度～平成28年度） | | | | | | 達成 |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------|------|------|--------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 1 債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | おおむね達成 |
| | 55.3 (平成23年度～25年度の平均値) | 54.7 (平成24年度～26年度の平均値) | 55.7 (平成25年度～27年度の平均値) | | | | |
| | 実績値 | | | | | | |
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | 51 | 52 | 63 | 49 | 55 | 49 | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | | |

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---|------|------|------|------|------|
| 1 債権回収会社に対する立入検査実施率（％） （実施会社数／営業会社数） | 41.7 | 40.9 | 43.2 | 45.3 | 46.4 |

| 測定指標 | 目標値（平成26年度～平成28年度） | | | | | 達成 |
|--|--------------------|------|---------|------|---------|--------|
| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項 ² の改善率（自主的改善率）（％） （対象指摘事項の改善数／前回年度における対象指摘件数） | 73.3 | 90.9 | 95.0 | | | おおむね達成 |
| | （対前年度増） | | （対前年度増） | | （対前年度増） | |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | 一年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | － | 87.0 | 73.3 | 90.9 | 95.0 | 76.2 |
| 参考指標 | 実績値 | | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善率（％） （全指摘事項の改善数／前回年度における全指摘件数） | 78.3 | 71.9 | 90.6 | 94.4 | 84.2 | |
| 2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件） | 58 | 38 | 28 | 28 | 41 | |
| 3 債権回収会社に対する行政処分件数（件） | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | |

| | |
|--------------|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） 相当程度進展あり |
| | <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2は，達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については，平成27年度において目標を達成し，平成26年度及び平成28年度においての目標値までの達成率は約90%であった。測定指標2については，平成26年度及び平成27年度において目標を達成し，平成28年度においての目標値までの達成率は約80%であった。</p> <p>以上のとおり，過去3年間においては，測定指標1，2共に，達成率を8割以上となっており，現行の取組を継続することにより，目標達成あるいは目標に近い実績を示すことは可能であると考え。</p> <p>したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> |
| 評価 | |

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

測定指標 1「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は、債権回収会社の本店において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握することが、達成すべき目標に掲げる適時適切な監督上必要であると考えられることから、本施策において効果的な立入検査が行われていることを示す指標として、立入検査を行った実施会社数ではなく支店を含む事業所数としているところ、平成27年度においては、問題のあった債権回収会社が複数の支店を有しており、複数の事業所に立入検査を実施したため、目標を達成することができた。

一方、平成26年度及び平成28年度において目標値を下回った理由としては、債権回収会社を取り巻く状況として、平成25年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律³⁾」(以下「金融円滑化法」という。)が期限を迎えた後も金融機関等からの債権の放出が伸び悩むなど不良債権市場が低迷し、債権回収会社においては規模の縮小を図る一環として支店数を年々減少させている中で、平成26年度及び平成28年度においては特別に複数の事業所に立入検査を実施する必要性のある事例が少なかったことが挙げられる。

上記分析のとおり、全事業所数が減少傾向にある中で、各年度において約90%ないし100%以上の目標達成率を計上することができており、債権回収会社に対して効果的に立入検査を実施できているものと判断した。

【測定指標 2】

測定指標 2「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善率(自主的改善率)」については、平成26年度から平成27年度にかけては順調に対前年度増を計上し目標を達成していたが、平成28年度においては、前年度の95.0パーセントから76.2パーセントに減少しており、数値としては目標値である対前年度増は達成されなかった。

これまで、法務省では、債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することで、適正な業務運営を確保させることに努めてきた。また、債権回収業界においても、一般社団法人全国サービサー協会において、自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど、業界全体として自主的な取組を促進している。平成26年度から平成27年度にかけての改善率の上昇は、これらの取組が功を奏したものと考える。

一方、平成28年度の立入検査では、前回立入検査における対象指摘事項数に変動がなかった一方で、再指摘件数が1件から5件へと増加したことにより、裏返って対象指摘事項の改善数が減少したため、改善率の数値としては大きく低下した。これらのケースはいずれも、前回の指摘事項そのものは改善しているものの、その後判明した新たな事項について分類上同種の指摘がされたため、全体的な視点からは改善されていないものとして再指摘件数に計上したものである。これは、前述のとおり平成25年3月末の金融円滑化法の期限到来時には不良債権市場が拡大するのではないかと期待感から一定の規模を維持してきた債権回収会社が、数年を経てもなお市場低迷状態に変化が見られないことから組織体制の見直しを余儀なくされ、債権管理回収業務を行う部署の統廃合や人員整理を行う中で、業務運営体制を十分に見直すことができていなかったことに起因して、新たな不備を発生させたものと考えられる。債権回収会社に対しては立入検査等の際に、従業員等に対する教育研修を充実させることなど内部統制体制のより一層の強化を要請しているが、引き続き、当該指摘事項が生じた根本原因を追及し抜本的な業務運営体制の見直しを促すことなど、類型全般の改善にも留意しつつ指導監督に取り組んでいく。

上記分析のとおり、一部の債権回収会社においては改善が不十分という評価をせざるを得なかった

ものの、その主な原因は市場の動向といった外的要因にあると考えられることや、平成26年度及び平成27年度は目標を大幅に上回る数値を達成し、平成28年度においては約8割は目標を達成できていることから、債権回収会社に対して効果的に立入検査を実施できているものと判断した。

以上のとおり、過去3年間において、測定指標1、測定指標2共に、おおむね目標を達成することができたと考えられることから、目標は「相当程度進展あり」と判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

本施策の手段として実施している債権回収会社に対する立入検査は、当該会社の不備等を早期に発見し、是正を図らせる端緒となり得るほか、当該会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するための最も有効な方法でもあると考える。

平成26年度から平成28年度にかけては、参考指標3のとおり、債権回収会社に対する立入検査に基づき、3件の行政処分を行っており、被処分会社に対しては、業務改善計画を提出させ、定期的に当該計画の実施状況を報告させることにより、業務改善に向けた指導監督を行っているところであるが、行政処分案件に関わらず、通常立入検査においても、不備等が発見された場合にはその不備等が発生した原因分析を行わせ、再発防止策を講じさせている。

また、立入検査時には、例えば、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」⁴に対する取組状況等を確認するとともに、何ら検討がなされていない債権回収会社に対して必要な情報提供及び指導を行うなど、当該会社の状況を把握し、債権回収会社として求められる体制整備を適時適切に指導することができている。

以上のとおり、債権回収会社に対する立入検査は、当該会社の不備等を早期に発見し、その是正を図るために徹底的な原因分析及び実効性のある改善措置を策定させる端緒となるものであるほか、債権回収会社の現況を適時適切に把握し、必要に応じてタイムリーな指導を行うことを可能とするものであり、達成すべき目標に対し、有効に寄与しているものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

今後、継続して効率的かつ効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。

なお、債権回収会社各社においては、改善に向けた真摯な取組を行っていることは立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失の要素もあり、100パーセント改善が達成されることは、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく。

そのため、引き続き、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。

【測定指標1、2】

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。また、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握するため、複数の支店等に対して立入検査を実施する必要がある。

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられる。

また、監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じて債権管理回収業に関する特別

措置法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要である一方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要であることから、自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるための指標となる。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成29年7月7日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 測定指標2について、新規の不備を含めない改善率を出した方が、よりわかりやすい情報となるのではないかと。現行の指摘事項の改善率の取り方を再検討してはどうか。</p> <p>〔反映内容〕 測定指標2は、債務者等に対して不利益を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ない蓋然性が高いものを対象指摘事項とし、その改善率を測定指標としたものである。そして、対象指摘事項として同じ分類の指摘がされた場合には、改善が不十分であると評価することにより、債権回収会社に対し、より厳格な指導や監督をするよう努めてきたところである。</p> <p>他方で、委員御指摘のとおり、本質的な発生原因が異なるなど、実質的に異なる不備であるにも関わらず、分類上不備の種類が同じであるとの理由によって、前回指摘事項が改善されていないと評価している現行の改善率の取り方では、今回のように文章による補足説明が必要となる場合があり、正しい情報として伝わりにくく、誤解を招き得るものとも考えられる。</p> <p>については、委員の御意見を参考に、平成29年度以降の政策評価における改善率の取り方について、更に実態が反映されるものとなるよう所要の見直しをすることとしたい。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等</p> |
|----------------------------------|------------------------------|

| | |
|-----------|---|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p> |
|-----------|---|

| | | | |
|--------------|-----------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>大臣官房司法法制部審査監督課</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成29年8月</p> |
|--------------|-----------------------|-----------------|----------------|

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施

することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（債権管理回収業に関する特別措置法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

*3 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（平成21年法律第96号）

（目的）

第一条 この法律は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

*4 「経営者保証に関するガイドライン」

平成25年1月、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、中小企業における経営者保証等の課題全般を、契約時の課題と履行時等における課題の両局面において整理するとともに、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口について継続的な議論を行い、同年5月、課題の解決策の方向性ととも当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表した。

同年6月14日閣議決定された日本再興戦略において、新事業を創出し、開・廃業率10%台を目指すための施策として、当該ガイドラインが位置付けられた。

同年8月、当該報告書にて示された方向性を具体化することを目的として、行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、有識者を交えた意見交換の場として「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、中小企業団体及び金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家等の議論を踏まえ、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として「経営者保証ガイドライン」を策定・公表したものである（参考：平成25年12月公表『経営者保証ガイドライン』「はじめに」）。

本ガイドラインは金融庁においても融資慣行として浸透・定着するよう周知・広報に努めているものであり、債権の出口である債権回収会社もその趣旨等を理解し、対応すべきものであることから、当課においても債権回収会社の取組状況等を確認することとしている。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (13))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名 | 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)) (評価書208頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 3,295,909 | 3,293,684 | 3,260,812 | 3,308,935 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 3,295,909 | 3,293,684 | 3,260,812 | |
| 執行額(千円) | 3,277,731 | 3,246,051 | 3,221,219 | | | |
| 施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*1} | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 | | | |
|---|---|------|------|------|------|
| 1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況 | 国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。 | 達成 | | | |
| 施策の進捗状況(実績) | | | | | |
| <p>国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室^{*2}、人権の花運動^{*3}、全国中学生人権作文コンテスト^{*4}、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。</p> | | | | | |
| 参考指標 | 実績値 | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|---------------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 1 人権教室の実施状況 | 実施回数 (回) | 15,863 | 16,163 | 19,871 | 20,946 | 21,960 |
| | 参加者数 (人) | 630,879 | 650,493 | 796,748 | 856,935 | 938,766 |
| 2 人権の花運動の実施状況 | 参加学校 (団体)数 | 3,844 | 3,845 | 3,816 | 3,669 | 3,823 |
| | 参加者数 (人) | 518,530 | 526,129 | 483,788 | 470,540 | 481,863 |
| 3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況 | 応募校数 (校) | 6,819 | 6,930 | 7,083 | 7,295 | 7,338 |
| | 応募者数 (人) | 937,287 | 941,146 | 953,211 | 973,865 | 972,553 |
| 4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況 | 実施都道府県数 | 35 | 41 | 40 | 42 | 45 |
| 5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況 | 参加者数 (人) | 920 | 480 ※1 | 800 | 700 | 751 |
| 6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況 | 参加者数 (人) | 964 | 636 | 615 | 914 | 645 |
| 7 新聞掲載回数 | | 5,698 | 6,032 | 5,840 | 5,135 | 4,754 |
| 8 テレビ・ラジオ放送回数 | | 23,823 | 30,221 | 19,754 | 20,277 | 19,181 |
| 9 ポスター配布枚数 | | 189,152 | 340,412 | 230,066 | 255,970 | 256,418 |

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる(例年2回実施)。

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|------------------|--|----|
| 2 人権相談・調査救済体制の整備 | 法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。 | 達成 |

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ確かな救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。

施策の進捗状況（実績）

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番⁶，女性の人権ホットライン⁷）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁸」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| 1 人権相談件数（全体）（件） | 266,489 | 256,447 | 253,414 | 236,403 | 225,073 |
| 2 「子どもの人権110番」における相談件数（件） | 28,384 | 28,847 | 25,711 | 25,195 | 23,317 |
| 3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件） | 21,720 | 21,119 | 21,033 | 21,123 | 19,306 |
| 4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通） | 20,144 | 18,272 | 17,626 | 16,710 | 14,560 |
| 5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件） | 606 | 671 | 584 | 605 | 538 |
| 6 インターネットによる相談件数（件） | 7,384 | 8,776 | — ※2 | — ※2 | 9,232 |
| 7 人権侵犯事件の対応件数（件） | 22,694 | 22,172 | 21,718 | 21,044 | 19,553 |

（※2） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し，平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため，比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

| | |
|--------------|--|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）目標達成 |
| | （判断根拠） 測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標1，2は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。 |

評

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

平成28年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1、2 及び 3 のとおり、人権教室に93万8,766名、人権の花運動に48万1,863名、全国中学生人権作文コンテストに97万2,553名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを「性的マイノリティ（LGBT）と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。

また、発信型の啓発活動として、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とした人権啓発ビデオの作成、主として中高生やその保護者を対象にインターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした人権啓発ビデオの作成、近年の全国中学生人権作文コンテスト入賞作品から①外国人問題、②障害者スポーツ、③障害者理解を題材とする3作品をアニメ映像化した人権啓発ビデオを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。

このほか、高齢者に関する人権問題を解説するとともに、高齢者が生き生きと暮らせる社会の在り方等について人々の気付きを促すことを目的とした冊子、幼児及び小学校低学年の児童を対象としたいじめ問題に関する参加型紙芝居を作成した。さらに、啓発冊子「人権の擁護」の英語版の作成、英訳した全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英語版の法務省ホームページへの掲載など、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。

加えて、平成28年6月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、いわゆるヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレット及び啓発冊子の作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行った。

以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。

【測定指標 2】

平成28年においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、22万5,073件（対前年比で1万1,330件（4.7パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案1万9,443件（対前年比で1,556件（7.4パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成27年と同様、平成28年も、処理した件数（1万9,553件）が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、迅速に処理したことがうかがえる。

以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成27年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。

啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を取り上げた。加えて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律が施行されたことを契機に国民の関心が高まる中で、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を多種多様な媒体で行うことで、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。同時に、英語で表現された媒体を増やすことで、外国人にも人権の啓発活動をより一層伝えることができた。

さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、下記のとおり、より効率的な事業となるよう契約方法等の見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵害事件が1,909件（対前年比で10.0パーセント増加）と前年から増加しており、労働権に関する人権侵害事件は前年を下回るも、3年連続して2,000件を超える高水準で推移し（2,119件）、学校におけるいじめに関する人権侵害事件が6年連続して3,000件を超え高水準で推移（3,371件）している。

平成28年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵害事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成18年の件数（282件）と比較すると6.8倍の増加である。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

【行政事業レビュー点検結果の活用】

・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。また、引き続き、政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し、支出費用の効率化に努めることとする。

・人権擁護委員組織体端末整備経費にかかる執行実績を踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。また、関連する複数の随意契約案件については、コスト削減を図るため、一括して一般競争入札を実施することとする。なお、一者応札となっている調達については、仕様の変更を検討し、今後の入札参加者の拡大に努める。

・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直しを行い、経費の削減を図った。

・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。また、人権ライブラリーホームページについては、内容の充実に努めるとともに、引き続きアクセス数の月別の増減原因の分析を行い、人権に関する情報の発信源としてより効果的な事業となるよう改善を行う。なお、各事業の実施に当たっては、引き続き、実施後にアンケート調査等による効果検証を行うとともに、社会情勢やセンターの第三者評価委員会の評価結果等も踏まえ、より効果的かつ効率的に実施していく。

・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに、事業の

見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況実態調査経費については、その必要性に鑑み、廃止することとした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、全国の法務局・地方法務局における相談対応を継続するとともに、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成29年7月7日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕
・人権啓発において、一般的な施策ではなく、年ごとに何を重点的に啓発するのかを指標としても良いのではないかと。
〔反映内容〕
・重点的に啓発する事項の実施状況を参考指標の欄に追加し、実績値の欄に実施回数等を計上することを今後検討。

政策評価を行う過程において使用した資料

- 評価の過程で使用したデータや文献等
・「平成28年度人権啓発活動実施報告書」
(人権擁護局人権啓発課、平成29年3月作成、対象期間：平成28年4月1日～平成29

| | |
|---------|--|
| 料その他の情報 | <p>年3月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成24年度～平成28年度の各年度で作成, 対象期間: 平成24年4月1日～平成29年3月31日) ・「第32～36回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成24年度～平成28年度の各年度で作成, 対象期間: 平成24年4月1日～平成29年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成29年3月作成, 対象期間: 平成24年1月1日～平成28年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府) |
|---------|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 外国語人権相談の実施手法の見直し等により経費の削減を図った。 また, 人権擁護委員組織体端末の更新計画の見直し等により経費の削減を図った。</p> |
|----|--|

| | | | |
|-------|------------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 人権擁護局総務課, 調査救済課, 人権啓発課 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |
|-------|------------------------|----------|---------|

-
- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更）」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
 - *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けること，及び入賞作品を周知広報することによって，広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動
 - *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *6 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
 - *7 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
 - *8 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (14))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名 | 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け：V-12-(1)) (評価書243頁) | | | | | |
| 施策の概要 | 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者³への対策を推進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 19,659,780 | 20,536,495 | 19,672,612 | 21,321,838 |
| | | 補正予算(b) | 362,690 | 2,529,052 | 4,090,914 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | △1,877,804 | 1,225,711 | |
| | | 合計(a+b+c) | 20,022,470 | 21,187,743 | 24,989,237 | |
| 執行額(千円) | 19,649,800 | 20,646,370 | 23,647,623 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)⁴ ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)⁵ ○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)⁶ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)⁷ | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標値 | | | | | 達成 |
|-------------------|-----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 1 自動化ゲート利用者登録数(件) | 対27年増 | | | | | 達成 |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | 27年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| | 181,431 | 69,043 | 88,671 | 129,684 | 181,431 | 215,691 |

| 測定指標 | 平成28年度目標値 | | | | | 達成 |
|----------------|--------------------|--|--|--|--|----|
| 2 自動化ゲート利用率(%) | 対27年1.1ポイント増(7.9%) | | | | | 達成 |

| | 基準値 | 実績値 | | | | |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | 27年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| | 6.8 | 2.9 | 3.8 | 5.0 | 6.8 | 7.9 |
| 参考指標 | | 実績値 | | | | |
| 1 自動化ゲート通過者数（人） | 27年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| | 2,229,976 | 1,322,434 | 1,690,557 | 2,229,976 | 2,752,294 | |
| 2 自動化ゲート設置空港（成田，羽田，中部，関西）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計（人） | 27年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| | 32,965,417 | 34,416,567 | 33,712,574 | 32,965,417 | 34,820,538 | |

| 測定指標 | 平成28年度目標値 | | | | | 達成 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 3 在留資格取消件数（件） | 対27年増 | | | | | おおむね達成 |
| | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | 27年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 |
| | 306 | 238 | 269 | 286 | 306 | 294 |
| 参考指標 | | 実績値 | | | | |
| 1 中長期在留者 [※] 数（人） | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| | 1,652,292 | 1,693,224 | 1,763,422 | 1,883,563 | 2,043,872 | |
| 2 不法残留者数（人） ※各年1月1日現在 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | |
| | 67,065 | 62,009 | 59,061 | 60,007 | 62,818 | |

| | | |
|----|--------------|--|
| 評価 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） 相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） 測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標1及び2は目標を達成することができた。 測定指標3は，対前年増との目標は達成できなかったものの，平成28年は前年（同27年）の96パーセントである294件に達しており，過去の実績値の平均値（約 |

| | |
|--|--|
| 結果 | 275件)と比較してもこれを上回る実績を挙げていることから、本施策は「相当程度進展あり」とした。 |
| 施策の分析 | |
| <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1, 2 関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム⁹の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム¹⁰の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入(帰)国することを可能にするだけでなく、入国審査官を新規入国外国人の審査に重点的に配置することによって出入国審査全体を円滑かつ迅速に行う。</p> <p>また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成28年度行政事業レビューにおいても、自動化ゲート利用者数は、前年に比べて増加しており、有効活用されている旨の点検結果を得ているところ、有識者協議会等で得られた提言¹¹や第5次出入国管理基本計画¹²で掲げた基本方針を踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。</p> <p>これらの取組の結果、自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p>【測定指標 3 関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年に引き続き、平成28年7月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査¹³に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>平成28年の在留資格取消件数の実績値については、前年に比べ12件下回り、対前年増との目標の達成には至らなかったが、対前年の96パーセントに達成しており、同件数に係る過去4年間(平成24年～27年)の実績値の平均値(約275件)と比較しても、これを上回る実績を挙げている。</p> <p>実績値が減少した理由については微減であり分析することは困難であるが、次期目標達成に向け、引き続き、在留諸申請における情報にとどまらず、警察等の関係機関からの情報等を積極的に活用するほか、地方入国管理局間、担当部門間を越えた協力により、在留資格を取消していく。</p> <p>さらに、平成29年においては、出入国管理及び難民認定法を改正し、1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、目標の達成に向け、在留資格の取消のための体制が強化されている。</p> | |
| 次期目標等への反映の方向性 | |
| <p>【施策】</p> <p>我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、平成29年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり目標を設定し、各取組を推進していくこととしている。</p> <p>【測定指標 1】 入国審査待ち時間20分以内達成率</p> <p>自動化ゲートの利用促進については、引き続き、積極的な広報・周知活動、利用希望者への行政サ</p> | |

サービスの向上に努めるとともに、平成28年11月1日から運用を開始した「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする「トラステイド・トラベラー・プログラム」¹⁴の広報活動を強化し、利用者拡大及び各空港における自動化ゲートの増設等の検討を進め、円滑な出入国審査を実施していくこととする。

また、平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組¹⁵は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、平成29年度事後評価の実施に関する計画においては、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

平成28年の入管法改正により、平成29年1月1日から在留資格取消事由の新設及び在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うこととなり、在留資格取消のための体制を強化したこと、また、情報収集・分析結果の活用により、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消等厳格な対応を行っていく。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成29年7月7日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官、対象期間：平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」 (入国管理局出入国管理情報企画官、対象期間：平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課、対象期間：平成24年1月1日～平成28年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」 (第6次出入国管理政策懇談会、平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会、平成26年12月26日) ・「第5次出入国管理基本計画」(法務省、平成27年9月15日) |
|----------------------------------|---|

| | |
|-----------|---|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>業務の見直し等により、記録等の送料について縮減を図った。</p> <p>また、リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。</p> <p>さらに、他のシステムと統合することにより、機器借料や運用支援経費の縮減を図った。</p> |
|-----------|---|

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------|
| | | | |
| 担当部局名 | 入国管理局総務課企画室 | 政策評価実施時期 | 平成29年8月 |

*1「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（*3参照）も含む。

*2「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人が、出入（帰）国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入（帰）国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*4「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

- 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
- 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。
- 二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
- 三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、

第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*5「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）」

4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

（1）空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

＜出入国手続の迅速化・円滑化＞

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

（前略）

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

（後略）

*6「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）」（抜粋）

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

○世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施。

・入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大）

・出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）

・信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）

・日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）

・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討）

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る

*7「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外者・偽装滞在外者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ－６－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ－６－（３）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*8「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*9「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*10「バイOMETRICSシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*11「有識者からの提言」

- （１）平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

- （２）平成26年12月に上記（１）の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*12「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理

に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

*13 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*14 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）により、平成28年末までに施行することとされている。

*15 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

平成28年度政策評価書要旨

(法務省28- (15))

| | | | | | | |
|------------------------------|--|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 施策名 | 法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2) (評価書251頁)) | | | | | |
| 施策の概要 | 国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 204,614 | 212,468 | 225,931 | 258,298 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | — |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | — | |
| | | 合計(a+b+c) | 204,614 | 212,468 | 225,931 | |
| 執行額(千円) | 192,545 | 195,393 | 204,765 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（平成28年5月改訂）^{*5} ○「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日閣議決定）^{*6} ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）^{*7} ○知的財産推進計画2016（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）^{*8} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} ○新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）^{*10} | | | | | |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|-------------------------------|---|----|
| 1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況 | 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上、人材育成等に貢献する。 | 達成 |
| 施策の進捗状況（実績） | | |

日本を含む49か国から、218名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施した。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア10か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により、「第10回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、23の会議に34名が参加した。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 国際研修の実施件数（回） | 7 | 7 | 6 | 10 | 11 |
| 2 国際研修への参加人数（人） | 143 | 118 | 149 | 193 | 218 |
| 3 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 添付省略 | | | | |
| 4 国際会議への参加回数（回） | 10 | 13 | 9 | 16 | 23 |
| 5 国際会議への参加人数（人） | 11 | 15 | 16 | 27 | 34 |

| 測定指標 | 平成28年度目標 | 達成 |
|-------------------------|--|----|
| 2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況 | 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、平成27年度から開始した、法令間の整合性、明確性の確保といった分野をテーマとする研修に加え、平成28年度からは、知的財産権の保護を軸として、新たなビジネス関係法令の整備も視野に入れた研修を開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

| 参考指標 | 実績値 | | | | |
|----------------|------|------|------|------|------|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 国際研修の実施件数（回） | 13 | 9 | 9 | 11 | 16 |

| | | | | | | | |
|---|--|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 2 | 国際研修への参加人数（人） | 158 | 121 | 122 | 162 | 237 | |
| 3 | 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 添付省略 | | | | | |
| 4 | 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回） | 12 | 7 | 11 | 13 | 16 | |
| 5 | 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人） | 18 | 25 | 28 | 22 | 31 | |
| 6 | 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。 | 依頼件数（回） | 15 | 27 | 22 | 22 | 35 |
| | | 派遣件数（回） | 15 | 26 | 21 | 23 | 33 |
| 7 | 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。 | 依頼人数（人） | 18 | 30 | 28 | 30 | 41 |
| | | 派遣人数（人） | 18 | 29 | 27 | 31 | 39 |
| 8 | 国際専門家会議の開催回数（回） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 9 | 国際専門家会議への参加人数（人） | 125 | 155 | 174 | 176 | 164 | |

| | | |
|------|-----------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p> |
| | 施策の分析 | |
| | （測定指標の目標達成度の補足） | <p>【測定指標1】</p> <p>国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査の結果、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても96パーセントを超えており、非常に有効であった。</p> <p>東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した10か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委</p> |

員会との緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナー等では、日本を含む49か国から計218名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標 2】

平成28年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標 1 及び 2 のとおり、いずれも前年度の実績を大きく上回っており、特に参加人数については前年度と比較すると約 1.5 倍になるなど、大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数、専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標 4、6 及び 7 のとおり、過去5年で最多となっている。

また、諸外国からの研究員の招へい人数についても、参考指標 5 のとおり前年度の実績を上回り、過去5年間で最多となっている。

国際専門家会議の参加人数についても、参考指標 9 のとおり、前年度の実績を若干下回ったものの、過去5年間の平均値は上回っており、依然として多くの参加人数を確保している。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセント（後者について無回答の1名を除く。）となっており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている。

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載したとおり¹¹である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、インドネシアにおいては、知的財産権保護法制支援の観点から、日本の特許庁に相当する官署の職員も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向

等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、JICAプロジェクト^{*12}における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより、法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては

日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、支援を積極的に行うこととする。

さらに、関係省庁・組織における支援が重複なくその効果が最大限となるよう、関係省庁等の連絡会合等を通じて、情報共有・連携を強化するとともに、各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するなど、より効率的な支援を継続実施することとする。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>1 実施時期 平成29年7月7日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 支援対象国に対する法制度整備支援の実施は、複数省庁で行っているが、司令塔の不存在が問題であり、法務省が司令塔となっていくべきである。 〔反映内容〕 法制度整備支援にはJICAを始めとする関係省庁・組織が関わっており、それら関係省庁等が重複なく、かつ効果的に支援を行うためには、同支援全体を大局的に見て実施する必要があるところ、そのような司令塔機能の必要性を十分認識し、更なる連携の強化のため、平成28年度に関係省庁・機関との連絡会合を立ち上げたところであり、今後も同会合等の場を有効に活用して、司令塔機能の必要性の認識を共有しながら、戦略的・効果的に法制度整備支援を実施していく。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p> |
|----------------------------------|---|

| | |
|-----------|--|
| <p>備考</p> | <p>【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 旅費について執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の縮減を図った。 また、通訳謝金等について執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の縮減を図った。</p> |
|-----------|--|

| | | | |
|--------------|------------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>法務総合研究所総務企画部企画課</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成29年8月</p> |
|--------------|------------------------|-----------------|----------------|

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及

び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成28年度5月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）」

日本再興戦略2016における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。」とされている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う。」とされている。

*8 「知的財産推進計画2016（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）」

海外における正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組として、「海外での取締体制の支援促進のため、取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。」こととされているほか、我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組として、「新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制

度整備支援」を行うこととされている。

*10 「新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

*12 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣，研修員の受入れ，機材の供与）であり，法務省は，法制度整備支援に関する同事業につき，専門家派遣，研修の企画・実施，調査等において協力している。

平成28年度政策評価書要旨

（法務省28-（16））

評価実施時期：平成29年8月

担当部局名：大臣官房施設課

| | | |
|--------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 施策名 | 施設の整備（広島法務総合庁舎整備等事業） (評価書284頁) | 政策体系上の位置付け (VII-14-(2)) |
| 施策の概要 (事業の概要) | <p>司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。</p> | |
| 予算額 | 平成19～23年度予算額：11,198,039千円 | 評価方式 事業評価方式 |
| 施策評価の結果の概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（161点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性、人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上、上記1ないし3より、事業の目的を果たしていると判断できる。 | |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |
| | | 記載事項（抜粋） |
| | | ----- |
| | | ----- |

平成28年度政策評価書要旨

（法務省28-（17））

評価実施時期：平成29年8月

担当部局名：大臣官房施設課

| | | |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 施策名 | 施設の整備（高崎法務総合庁舎整備等事業） (評価書290頁) | 政策体系上の位置付け (VII-14-(2)) |
| 施策の概要 (事業の概要) | 司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。 | |
| 予算額 | 平成22～23年度予算額：1,870,050千円 | 評価方式 事業評価方式 |
| 施策評価の結果の概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上、上記1ないし3より、事業の目的を果たしていると判断できる。 | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |

平成28年度政策評価書要旨

（法務省28-（18））

評価実施時期：平成29年8月

担当部局名：大臣官房施設課

| | | |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 施策名 | 施設の整備（高知法務総合庁舎整備等事業） (評価書297頁) | 政策体系上の位置付け (VII-14-(2)) |
| 施策の概要 (事業の概要) | 司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。 | |
| 予算額 | 平成21～23年度予算額：2,494,149千円 | 評価方式 事業評価方式 |
| 施策評価の結果の概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性、人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。 4 総合的評価 以上、上記1ないし3より、事業の目的を果たしていると判断できる。 | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等 | 年月日 |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |
| | ----- | ----- |